

令和2年2月17日

新型コロナウイルス感染症対応緊急資金保証 の取扱開始について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響を受けている中小企業者の皆さまの経営安定を図るため、次のとおり新型コロナウイルス感染症対応緊急資金保証の取扱いを開始します。

<新型コロナウイルス感染症対応緊急資金保証の概要>

項目	内容
対象者	大阪府内において1年以上継続して事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、最近1か月の売上高が前年同月に比して10%以上減少している方
対象資金	運転資金、設備資金
融資限度額	2億円（うち無担保8,000万円）
保証期間	7年以内（据置期間1年以内）
利率（年）	固定 1.2%
責任共有	有担保 0.32%~1.62%
保証料率（年）	無担保 0.45%~1.90%
取扱開始日	令和2年2月17日（月）

※本制度取扱金融機関等の詳細については、大阪府のHPをご覧ください。

大阪府 HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/seido001/index.html>

お問い合わせ窓口

本保証に関する照会は、本制度取扱金融機関または当協会までお問い合わせください。

<<当協会 お問い合わせ>>

サポートオフィス

☎06-6260-1730(代)

堺支店

☎072-223-3011(代)

東大阪支店

☎06-6781-9511(代)

門真支店

☎06-6906-2511(代)

千里支店

☎06-6835-3005(代)

以上